

# 太田市審議会等の取り扱いに関する指針

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この指針は、地方自治法第138条の4第3項に規定される「附属機関」及び地方自治法上に規定されていない私的諮問機関である「準附属機関」（以下、それらをまとめて「附属機関等」または「審議会等」という。）の有効活用のため、「附属機関等」の適正な設置、運用に関する基本方針等を整理し、必要事項を定めることを目的とする。

### 第2条 適用対象

この指針は、第3条で示す「附属機関」及び「準附属機関」を対象とする。ただし、「その他のもの」についても、当指針に沿った運営を心掛けることにより、当該委員会の有効活用を図るとともに、運営の透明性の確保に努めるものとする。

### 第3条 分類と定義

#### 1 「附属機関」

行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、諮問又は調査等を行うために、法律又は条例の定めにより、長、委員会等の執行機関におかれる合議制の機関のこと。（地方自治法第138条の4第3項）

なお、附属機関の委員は地方自治法202条の3より、非常勤特別職として扱われる。

#### 2 「準附属機関」

各所管課が所管する施策等に資するため、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により、意見交換の場としておかれる機関のこと。

なお、地方自治法上で定めのある「附属機関」とは異なり、地方自治法上に定めはない。

#### 3 「その他のもの」（例示）

- ・行政への協力、依頼、又は行政情報の伝達等を主な目的としたもの。
- ・実行委員会形式のもの。
- ・太田市職員（補助機関）のみで構成される内部的な事務処理組織。
- ・地方自治法174条に規定される専門委員に該当するもの。
- ・地方自治法252条の2の2に規定される法定協議会に該当するもの。

※別表1に「附属機関」と「準附属機関」の定義を比較した表を掲載する。

## 第2章 「附属機関等」の新規設置及び運用

### 第4条 新規設置・運用における注意事項

- 1 「附属機関等」の新規設置、廃止、統合を進める場合は、行革推進課に連絡し事前協議を行うこと。
- 2 委員の改選、任期の満了等により部門フォルダ上に掲載されている「審議会等一覧表」及び「審議会等委員名簿」と差異が発生した場合は、直ちに行革推進課に変更内容が反映された「審議会等報告書様式」を提出すること。
- 3 既存の「附属機関等」と設置目的や所掌事項が類似している場合は、既存の「附属機関等」を活用した弾力的な対応、アンケートやパブリックコメント、各種団体等からの意見聴取等により代替できないか検討すること。

### 第5条 新規設置・運用における配慮事項

新たに「附属機関等」を設置・運営、又は既存の「附属機関等」の見直しを図る場合は、以下の内容に留意すること。

#### 1 委員の定数

議論の充実・活性化を図るため、委員定数は原則として20名以内とする。ただし、法律及び条例に定めがある場合は除く。

#### 2 太田市職員の選任

「附属機関等」は内部組織の機能の補完を目的としていることから、太田市職員は原則として任命しない。ただし、法律及び条例に定めがある場合、又は属人的な専門知識が必要とされる場合は除く。

#### 3 太田市議会議員の選任

議決機関と執行機関は相互にけん制・均衡を図るという地方自治制度上の観点から、委員の選任にあたっては、法令に定めがある場合を除き、太田市議会議員を附属機関等の委員に選任しないよう努めるものとする。

#### 4 委員の兼職

より多くの市民参加を求め、附属機関等の活性化が図られるよう、一人の委員が就任できる委員職の総数は、原則として5職を上限とする。ただし、法律及び条例に定めがある場合、又は当該分野において高度な専門知識が必要とされる場合は除く。

## 5 任期

委員の任期は原則として1期2年とし、継続10年以内とする。

## 6 市民参画

運営に当たっては、幅広く各方面の市民の意見を聴くことが求められるものであるため、原則として市民の公募を積極的に活用し、参画を呼び掛ける。

## 7 委員の割合

「太田市男女共同参画基本計画」に基づき、女性委員の割合が33%以上になるよう積極的な推進に努めるとともに、男性委員の割合においても、30%以上となるように配慮する。

## 8 委員の選任

- (1) 委員等を選任依頼する課等は、依頼先の団体等の特定の氏名を指定するのではなく、選任する人数のみを依頼するものとする。
- (2) 委員等の選任依頼を受けた課等は、行革推進課の部門フォルダに掲載されている「審議会等委員名簿」を活用し、特定の者（会長等）に偏らないよう配慮し、推薦するものとする。

## 9 積極的な公開

- (1) 附属機関等の会議の傍聴は、審議事項及び会場の都合等が許す範囲内において自由とすること。
- (2) 審議等の概要は、原則として市ホームページや広報おた等を活用し積極的に公表すること。
- (3) 以下に該当するものは非公開とする。
  - ① 法令の規定により非公開とされているもの。
  - ② 個人情報など非公開情報に該当する事項について審議等する場合。
  - ③ 公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合。なお、②、③については当該附属機関等が決定すること。

## 10 廃止・統合の見直し

既存の「附属機関等」について、以下に該当することで役割や必要性が低下したものについては、廃止・統合を検討すること。

- (1) 形式的な意見聴取又は意見交換となっているもの。
- (2) 設置目的が後退したもの又は任務が終了したもの。
- (3) 附属機関で審議する必要性が乏しいもの。

- (4) 過去の開催実績が少なく、今後も具体的な審議事項の発生見込みが少ないなど、活動が不活発なもの。
- (5) 設置目的や所掌事項が、他の審議会と重複しているもの。
- (6) 統合することで、より効果的な審議が図れるもの。

### 第3章 「附属機関」

#### 第6条 「附属機関」の新規設置における判断基準

以下の要件に該当するものは、附属機関たる性質を持つと解せられるため、法律もしくは条例の定めにより設置しなければならない。

- 1 執行機関の求めに応じて、行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な調停、審査、調査を行う合議制のもの。
- 2 組織としての意思により、重要な市の施策に対し、執行機関に答申、提言、報告を行うもの。

#### 第7条 「附属機関」の設置における注意事項

法律が「附属機関」の設置について定めを置いている場合、法律が「置くことができる」と定めているときは条例に根拠を要し、法律が「置くものとする」というときは、法律において創設されるものであり、条例の根拠を要しないと解されている。(地方財務実務提要) よって、設置の前に条例制定の必要性を確認すること。

### 第4章 「準附属機関」

#### 第8条 「準附属機関」の設置・運用における注意事項

「準附属機関」においては、地方自治法第138条の第4第3項に規定される附属機関とは異なる。「準附属機関」は行政運営の意見交換を主とした位置付けであることに留意したうえで、次に掲げる事項に留意し、「附属機関」との差異を明確にしなければならない。

- 1 「準附属機関」は、「審議する」、「答申する」等の「附属機関」と混同されるような事項を所管しないこと。
- 2 「準附属機関」及び当該機関の構成員から聴取した意見については、「答申」、「提言」、「報告」等、「附属機関」の審議結果と受けとられるような呼称を付さないこと。

- 3 所管課は、「準附属機関」の活動の実態が、明らかに審議等である場合や、既存の「附属機関」との内容に差異が無い場合は、「準附属機関」の活動の見直しを行うか、「附属機関」への位置付けの変更を検討すること。
- 4 新たに「準附属機関」を設置する場合は、名称を「懇話会」や「懇親会」等にし、「附属機関」と類似の名称を付けないよう配慮すること。

## 第5章 「附属機関等」への対価の支出

### 第9条 「附属機関」委員その他の構成員

- 1 附属機関を組織する委員その他の構成員は非常勤特別職とする（地方自治法第202条の3）。よって、委員への対価は「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に則り報酬として支給すること。
- 2 附属機関の委員の受ける報酬の額を定めるときは、「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定する額と均衡を失しないように定めること。ただし特別の事情がある場合は、この限りでない。

### 第10条 「準附属機関」委員その他の構成員

準附属機関の委員その他の構成員に、会議に出席したことに対する対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とすること。

## 第6章 補則

### 第11条 その他

行革推進課は、年度当初に各課が所管する附属機関等の概要調査を行い、その結果を部門フォルダ上に掲載すること。

#### 附 則

- 1 この指針は、平成17年3月28日から適用とする。

#### 附 則

- 2 平成28年4月12日より、本改訂版を適用とする。

#### 附 則

- 3 平成28年7月7日より、本改訂版を適用とする。

#### 附 則

- 4 平成28年8月31日より、本改訂版を適用とする。

附 則

5 令和3年4月1日より、本改訂版を適用とする。

別表1. 「附属機関」と「準附属機関」の比較

項目	「審議会等」(附属機関等)	
	「附属機関」	「準附属機関」 (私的諮問機関) (附属機関に準ずる機関)
設置の根拠	法律、条例	規則又は要綱等
委員へ支払う対価	報酬	報償費
活動	執行機関の諮問に対する 調停、審査、審議、調査	情報・意見交換
身分	非常勤特別職の地方公務員 (地方公務員法第3条第3項第 2号)	位置付け無し
会議形態	合議制	原則、合議制でない (意思決定を行わない)

別表2. 制定・改廃履歴表

版数	改訂日	改訂ページ	主な改定内容
第1版	H17.3.28	新規	新規
第2版	H28.4.12	全ページ	-
第3版	H28.7.7	1P 2P	第1条3 「その他のもの」の内容を修正 第5条3 「議員の任命」を追加
第4版	H28.8.31	1P	第1条3 「その他のもの」に法定協議会を追加
第5版	R3.4.1	2P 3P 5P	課名変更による修正